

ストップ『水道民営化』！ あなたもパブリックコメントを！

命の水を守る市民ネットワーク・みやぎ

民間企業に、水道・工業用水・下水道の運営権を売り渡すための「実施方針（素案）」の是非を問うパブリックコメントが行われています（9月30日まで）。水が金儲けの対象にならないように、裏面のパブコメ用紙を利用して、今すぐ、あなたの声を宮城県に届けてください。

【提出先】

宮城県企業局水道経営課
水道経営改革推進班

〒980-8570

仙台市青葉区本町 3-8-1
(9月30日消印有効)

FAX: 022-211-3499

E-mail:

suikeik@pref.miyagi.lg.jp

〈記入例〉

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業実施方針（素案）」に係る御意見

住所又は所在地	仙台市若林区河原町1-3	電話番号	022-123-4567
氏名又は団体名	水道護		

※上記の項目は必ず記載してください。記載がない場合は、その意見について考慮することができません。

【御意見内容】

目次番号 <例> 1.1.4 4)	該当箇所	内容
	水道・工業用水・下水道事業の運営権を民間企業に売り渡すことについて	水道事業の運営を民間企業の金儲けの対象にしないでください。
実施方針（素案）の全体	実施方針（素案）が難しく理解できないことについて	実施方針（素案）はチンプンカンプンで何をしたいのかわかりません。私たちが理解できないことを県や議会で勝手に決めないでください。

【締切】 令和元年9月30日（月）必着 ※ 郵送の場合は当日消印有効

【提出先】

○郵送の場合 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県企業局水道経営課水道経営改革推進班宛て

○FAXの場合 022-211-3499

○電子メールの場合 suikeik@pref.miyagi.lg.jp

【問合せ先】 宮城県企業局水道経営課水道経営改革推進班 電話022-211-3430 ※電話による意見提出はできません

是非お書きいただきたいこと

- 水道事業の運営を民間企業の金儲けの対象にしないでください。
- 実施方針（素案）は難しくて内容が理解できません。
- 私たちが理解できないことを県や議会で勝手に決めないでください。
- 議会にはかる前に町内ごとに県民向けの説明会をしてください。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業実施方針（素案）」に係る御意見

住所又は所在地			
氏名又は団体名		電話番号	

※上記の項目は必ず記載してください。記載がない場合は、その意見について考慮することができません。

【御意見内容】

目次番号 〈例〉 1.1.4 4)	該当箇所	内容

【締切】 令和元年9月30日（月）必着 ※ 郵送の場合は当日消印有効

【提出先】

○郵送の場合 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県企業局水道経営課水道経営改革推進班宛て

○FAXの場合 022-211-3499

○電子メールの場合 suikeik@pref.miyagi.lg.jp

【問合せ先】 宮城県企業局水道経営課水道経営改革推進班（電話022-211-3430）※電話による意見提出はできません